

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

文書提出命令申立てに対する意見書

令和5年2月24日

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

被告東京都指定代理人

飯 田 隼



同

寺 内 伊



同

寺 本 孝



同

松 本



同

高 橋 一



同

川 尻 拓



被告東京都は、原告らの令和5年1月23日付け文書提出命令申立書（以下「本件文書提出命令申立書」という。）による文書提出命令の申立て（以下「本件文書提出命令申立て」という。）に対し、以下のとおり、意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

第1 意見の趣旨

本件文書提出命令申立てを却下する
との決定を求める。

第2 本件文書提出命令申立ての趣旨

1 原告らが提出を求める文書

原告会社、原告大川原、亡相嶋及び原告島田を被告人とする外国為替及び外国貿易法違反被告事件（以下「本件各被告事件」という。）において、東京地方検察庁検察官（以下「検察官」という。）から弁護人に交付された「供述調書及び証拠書類一覧」（本件文書提出命令申立書別紙2）記載の「検査メモ複写報告書」のうち、2544番ないし2560番までの検査メモ複写報告書の原資料である検査メモ（以下、外事一課員らが経済産業省の職員から聴取した際に作成した検査メモを「本件対象文書1」といい、同課員らがCISTECの職員から聴取した際に作成した検査メモを「本件対象文書2」とい、これらを併せて「本件各対象文書」という。）

2 原告らが主張する文書提出義務の原因

民訴法220条3号後段

第3 意見の理由

1 本件各対象文書の作成経緯等

外事一課員は、平成29年10月から平成30年2月までの間に複数回、本件要件ハを含む本件省令の有権解釈権を有する経済産業省に対して本件噴霧乾燥器1がいわゆるリスト規制に該当する貨物か否かを照会するに当たり、捜査状況を説明するため、安保管理課の職員と面談した。この際、外事一課員は、本件要件ハや外事一課の捜査に関して安保管理課職員が述べた職員個人の見解、安保管理課の職員が職務上知り得た非公知の事項などを記載した本件対象文書1を作成した。

また、外事一課員は、平成29年10月から平成30年2月までの間に複数回、噴霧乾燥器の輸出規制が決定される前に実態調査として原告会社に対する聞き取り調査を行ったことがあるCISTECの職員（丙A18号証2ページ、丙A33号証2ページ参照）に対する事情聴取を行った。この際、外事一課員は、CISTECの職員が述べた原告会社とのやりとりのほか、同職員の捜査等に関する個人的な感想等についても記載した本件対象文書2を作成した。

なお、外事一課員が本件各対象文書を作成した理由は、同課員個人の備忘として職務上知り得た非公知の事項を整理したものであり、本件各対象文書は、本件各被疑事件における捜索差押許可状請求及び逮捕状請求の疎明資料として使用されていない。

2 原告らが主張する「証明すべき事実」

原告らは、①経済産業省が本件文書提出命令申立書別紙1（以下、本意見書において、単に「別紙1」という。）記載の本件要件ハに係る解釈運用を事業者向けに周知するための措置を講じていなかったこと（本件文書提出命令申立書の「4 証明すべき事実」の(1)）、②経済産業省が原告会社に対して同解釈を行う旨を通知するなどの措置を講じなかつたこと（同(2)）のほか、③経済産業省の職員が外事一課員と面談した際に、同省職員が経済産業省として別紙1記載の各解釈に従って運用している旨を回答しなかつたこと（同(3)）及び複数の事項に関する発言の有無（同(4)）を「証明すべき事実」とする（本件文書提

出命令申立書4・2ないし4ページ)。

3 本件各対象文書は取り調べる必要性がないこと

民訴法181条1項は、「裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。」と規定し、立証事項が事件の裁判に重要で証明を必要とする事項であり、その証拠方法がこれと関連するものでなければ取り調べる必要がないとされ、立証されても訴訟物たる権利の存否に影響のない事実や、争点と関連性のない事実などについては証拠の申出がなされたとしても、取り調べる必要はないと解されているところ(兼子一ら著・条解民事訴訟法〔第2版〕1048ページ)、以下に述べるとおり、原告らが本件文書提出命令申立書において主張する「証明すべき事実」は、いずれも立証されても訴訟物たる権利の存否に影響のない事実か、争点と関連性のない事実であることなどから、本件各対象文書を取り調べる必要性は認められない。

- (1) まず、そもそも、前記2の原告らが主張する「証明すべき事実」は、いずれも経済産業省による措置や回答、経済産業省の職員の外事一課員に対する発言内容であるから、これらを明らかにするためにCISTECの職員からの聴取内容(本件対象文書2)を明らかにする必要性は認められない。
- (2) そして、前記2①及び②については、関係法令上、別紙1の本件要件ハに係る解釈運用の公表又は通知を義務付ける定めは見当たらないため、経済産業省が、事業者向けに本件要件ハに係る解釈運用を周知するための措置を講じなかつた事実、原告会社に対して別紙1記載の解釈を行う旨を通知しなかつた事実を証明したとしても、本件要件ハの解釈運用が不合理となるものではない上、本件訴訟における本件要件ハに係る争点(第4回口頭弁論調書別紙参照)との関係においても関連性はないといわざるを得ない。
- (3) また、前記2③については、外事一課員と安保管理課の職員の面談における担当者の発言内容に関する事実の有無であるが、本件要件ハの解釈運用に係る経済産業省の組織的な見解(公的見解)については、外事一課長から搜

査関係事項照会を受けた安保管理課長の回答（丙3号証）のほか、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛ての回答（丙25号証）及び調査嘱託回答によって明らかとなっているのであるから、外事一課員との打合せにおける経済産業省の職員の発言内容を明らかにしたところで、上記の経済産業省の組織的な見解（公的見解）が不合理となるものではない。

- (4) したがって、本件各対象文書はいずれも取り調べる必要性が認められないというべきである。

4 文書提出義務の不存在について

- (1) 民訴法220条3号後段（法律関係文書）に該当しないこと

原告らは、本件各対象文書が、平成30年8月3日付け外事一課長から安保管理課長に対する照会（丙2号証）及び同月10日付け安保管理課長から外事一課長に対する回答（丙3号証）に先立つ平成29年10月から平成30年2月にかけて行われた外事一課員と安保管理課の職員の打合せの内容が記載された文書であるから、本件被疑事件1における捜索差押えや原告大川原ら3名の逮捕の適法性を基礎付けるために作成された資料であり、民訴法220条3号後段のいわゆる法律関係文書に該当するなどと主張する（本件文書提出命令申立書5(1)・4及び5ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件各対象文書が民訴法220条3号後段の法律関係文書に該当するという原告らの主張には理由がない。

ア 民訴法220条3号後段にいう「挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成された」文書とは、単に法律関係に関連する事項が記載されているというだけではなく、当該文書が挙証者と所持者との法律関係それ自体あるいはその法律関係の基礎となりまたは裏付けとなる事項を明らかにする目的の下に作成されたものであることが必要であり、そのような目的ではなく、もっぱら自己使用のために作成したにすぎない内部文書は、その記載事項いかんに関わりなく、法律関係に「について」作成された文書

には当たらないというべきである（秋山幹男ら・コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕408ページ、兼子一ら著・条解民事訴訟法〔第2版〕1196ページ）。

イ これを本件についてみると、前記1（3ページ）で述べたとおり、外事一課員は、個人の備忘として職務上知り得た非公知の事項を整理するために本件各対象文書を作成したというものであって、本件各対象文書は、本件の挙証者である原告らと文書の所持者である警視庁との法律関係それ自体あるいはその法律関係の基礎となりまたは裏付けとなる事項を明らかにする目的の下に作成されたものではなく、もっぱら自己使用のために作成されたものであって、非公知の事項を整理した内部文書であるから、原告らと警視庁との間の法律関係に「ついて」作成された文書に当たらないことは明らかである。

ウ また、判例においては、①搜索差押許可状について、搜索対象場所の居住者等の憲法35条1項の権利を制約して、警察官に搜索差押えの権限を付与し、搜索対象場所の居住者等にこれを受忍させるという法律関係を生じさせる文書であり、搜索差押許可状請求書は、許可状の発付を求めるために法律上作成を要する文書であるとして、いずれも法律関係文書に該当するとしたもの（最高裁平成17年7月22日第二小法廷決定・民集59巻6号1837ページ）、②被疑者の勾留請求の資料とされた告訴状及び被害者の供述調書について、勾留状の発付を求めるために、刑事訴訟規則上作成を要することとされている文書であるとして、法律関係文書に該当するとしたもの（最高裁平成19年12月12日第二小法廷決定・民集61巻9号3400ページ）があるところ、いずれも、対象文書の所持者と申立人（挙証者）との間に法律関係を発生させる文書について、法律上作成・提出を要することとされているか否かにより判定されている（前掲兼子ら1195ページ）。

しかるところ、前記1（3ページ）で述べたとおり、本件各対象文書は、本件各被疑事件における捜索差押許可状請求及び逮捕状請求の疎明資料として使用されておらず、法律上作成・提出を要することとされている文書でもないから、捜査機関たる外事一課と原告らの間に法律関係を発生させる文書であるとはいえない。

したがって、最高裁判所の判断基準に照らしても、本件各対象文書は法律関係文書に該当するものとはいえない。

エ 以上によれば、本件各対象文書が、民訴法220条3号後段の法律関係文書に該当する余地はない。

なお、原告らは、大阪高等裁判所平成30年5月10日決定（民集73巻1号58ページ）を引用して、本件各対象文書が捜索差押許可状請求又は逮捕状請求に際して裁判所に提出されていなかったとしても、法律関係文書に当たる旨も主張するが（本件文書提出命令申立書5ページ）、同決定は、女子高生に対する傷害事件で逮捕され有罪判決が確定した申立人が、警察官が申立人にアリバイがある事実を隠し、虚偽の内容の証拠書類を作成したなどと主張して提訴した国家賠償請求訴訟に関し、申立人の自宅からの出入りを見張っていた警察官の報告等が記載されている「通報時刻等報告書」の提出を求めた文書提出命令申立事件につき、「通報時刻等報告書」は、傷害事件における申立人の逮捕の適法性を明らかにするために作成されたものであることを前提とした上で、当該文書が法律関係文書に該当するものと判示したものであつて（前掲大阪高裁決定、同決定の原審である大阪地裁平成30年3月6日決定・民集73巻1号49ページ参照）、外事一課員個人の備忘として職務上知り得た非公知の事項を整理するために作成した本件各対象文書の法律関係文書該当性を論じる上で妥当する裁判例ではないというべきである。

（2）民訴法220条4号口（公務秘密文書）に該当すること

ア 民訴法220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは、「公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」とされている（最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

これを本件についてみると、本件対象文書1には、前記1（3ページ）で述べたとおり、外事一課の捜査状況を説明するために安保管理課の職員と面談したのであるから、捜査方針や具体的な捜査手法についても記載されていることが認められる上、本件要件ハや外事一課の捜査に関する公務員個人の見解、安保管理課の職員が職務上知り得た非公知の事項などが記載されていること、経済産業省において審査その他の業務への影響を勘案して対外的に非公表として取り扱われている事項や、対外公表しない旨の扱いがなされている事項等が含まれているおそれがあること（甲104号証2ページ参照）から、本件対象文書1に記載されている情報は、上述のとおり外事一課員が職務上知り得た非公知の事項を整理したものであって、当該情報の上記性質からして、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められることは明白である。

また、本件対象文書2には、前記1（3ページ）で述べたとおり、特定の人物の発言やこれに対するCISTECの職員の感想等についても記載されており、これらは、むやみに開示されないという捜査機関に対する信頼の下で述べたものであることがうかがわれ、当該内容も外事一課員が職務上知り得た非公知の事項であって、当該情報の上記性質からして、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められることは明白である。

したがって、本件各対象文書に記載された情報は、「公務員の職務上の秘密」に該当する。

イ そして、民訴法220条4号口にいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある」というのは、単

に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみて、そのおそれの存在することが具体的に認められなければならないとされている（前掲最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

これを本件についてみると、前記アで述べた本件対象文書1に記載されている捜査方針や具体的な捜査手法が公表されることとなれば、今後の捜査に著しい支障が生じることはいうまでもないし、非公表として取り扱われている事項や対外公表しないことが前提となっている事項等が公表されこととなれば、今後外事一課員を含む警視庁職員が、経済産業省が有権解釈権を有する法令に係る犯罪捜査をするに当たって、同省の担当職員が、個人の有するこれらの事項等が一人歩きすることを鑑みて、捜査機関への必要な論点に係る情報提供に慎重となるなど、犯罪捜査等の警察の責務（警察法2条1項）の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることは明らかである。

また、経済産業省において業務への影響を勘案して非公表として扱われている事項等が公表されることとなれば、経済産業省における輸出管理行政の運用に著しい支障が生じるおそれがある。

そして、前記アで述べた本件対象文書2に記載されている捜査機関に対する信頼の下で述べた事項が公表されることとなれば、捜査機関に対する信頼は崩れ、今後CISTECの職員はもとより、捜査上必要な関係者からの事情聴取も困難になるなど、犯罪捜査等の警察の責務（警察法2条1項）の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることも明らかである。

ウ そうすると、本件各対象文書を提出することによって公務遂行の支障が生ずる「おそれ」は、単に本件各対象文書の性格から生ずる抽象的なものに止まらず、同文書の記載内容からみて具体的に存在すると認められるこ

とは明らかであるから、本件各対象文書は、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある」文書に該当する。

エ 以上のとおり、本件各対象文書は、民訴法220条4号ロの公務秘密文書に該当するものであるから、同号に基づいて、被告東京都がその提出義務を負うことではない。

なお、公務秘密文書に該当することを理由に民訴法220条4号による文書提出義務を負わない場合には、民訴法191条及び197条1項1号の各規定の趣旨に照らし、民訴法220条3号の文書として文書提出義務を負うことないと解されているところ（最高裁平成16年2月20日第二小法廷決定・判例時報1862号154ページ）、上述のとおり本件各対象文書が公務秘密文書に該当する以上、民訴法220条3号後段の法律関係文書に該当しないことは明らかであることを付言しておく。

(3) 本件各対象文書の提出は刑事訴訟法47条ただし書に該当しないこと

これまで述べたとおり、そもそも本件各対象文書を取り調べる必要性がない上、仮に取り調べる必要性があるとしても、本件各対象文書は法律関係文書に該当せず、公務秘密文書に該当する以上、文書提出命令の対象となる余地はないが、念のため、以下のとおり、本件各対象文書の提出を拒否することが刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）47条ただし書に係る文書の所持者の裁量権の逸脱又は濫用に当たらないことについて付言しておく。

ア 民事訴訟の当事者が、民訴法220条3号の規定に基づき、刑訴法47条本文の「訴訟に関する書類」に該当する文書の提出を求める場合においても、当該文書の保管者の判断が尊重されるべきであって、保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べることの必要性の有無、程度、当該文書が開示されることにより、被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーが侵害されたり、公序良俗が害されることに

なったり、捜査、刑事裁判が不当な影響を受けたりするなどの弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、保管者の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときに限り、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解されている(最高裁平成16年5月25日第三小法廷決定・民集58巻5号1135ページ)。

イ これを本件についてみると、まず、本件各対象文書を取り調べる必要性がないことは、前記3(4及び5ページ)で述べたとおりである。

ウ また、原告らは、本件各対象文書が開示されることによって、原告らの名誉、プライバシーの侵害は特段問題とならないため開示による弊害発生はないなどと主張するが(本件文書提出命令申立書5(2)イ・7ページ)、前記1(3ページ)で述べたとおり、本件各対象文書には、安保管理課の職員の個人の見解やCISTECの職員の捜査等に関する個人的な感想等、当該職員が個人的にどのように考えていたかが具体的に記載されており、これらは各人の名誉、プライバシーに関する情報というべきであり、第三者である安保管理課の職員やCISTECの職員の名誉、プライバシーの侵害のおそれが否定できないから、原告らの名誉、プライバシーの侵害の有無のみをもって、開示による弊害発生はないとする原告らの主張は前提において失当である。

エ そして、原告らは、本件各被告事件が令和3年8月2日に公訴棄却により終了しているため、本件各対象文書が開示されても、捜査機関の捜査及び本件各被告事件に対する影響はないなどとも主張するが(本件文書提出命令申立書5(2)イ・7ページ)、対象文書を開示することによる捜査への影響の有無は、当該文書の記載内容と関連する他の事件、更には捜査、公判一般への影響をも考慮する必要があるところ(前掲平成16年最高裁決定の最高裁判所判例解説[加藤正男・最高裁判所判例解説民事篇平成16年度(上)356ページ]参照)、前記4(2)イ(8及び9ページ)で述べ

たとおり、本件各対象文書が開示された場合には、警視庁において、今後の犯罪捜査等の警察の責務（警察法2条1項）の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることは明らかであるから、本件各被告事件に対する影響の有無のみをもって、開示による弊害発生はないとする原告らの主張も前提において失当である。

オ したがって、開示による弊害発生がないとする原告らの主張は失当であり、前記アで述べた弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らせば、本件各対象文書を開示しないことに裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

第4 結語

以上のとおり、本件文書提出命令申立てについては、いずれの文書についても文書提出命令を発すべき理由がないことは明らかであるから、速やかに却下されるべきである。

以上